

委託契約書(案)

「四国の右下」若者創生協議会(以下「甲」という。)と《受託者を記入》(以下「乙」という。)とは、業務の委託について次のとおり契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は、次に掲げる業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 委託業務名 「四国の右下」移住アドバイザー配置事業委託業務
- (2) 委託業務の内容及び経費 (別添)「四国の右下」移住アドバイザー配置事業委託業務計画書(以下「業務計画書」という。)のとおり

(委託業務の処理)

第2条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、業務計画書に基づき、委託業務を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

2 乙は、本契約書及び業務計画書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(委託期間)

第3条 委託期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(委託料)

【契約の相手方が課税事業者の場合】

第4条 甲は、委託業務に要する経費(以下「委託経費」という。)として、

〇,〇〇〇,〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇,〇〇〇円)を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

2 前項の「消費税及び地方消費税の額」は消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき委託経費の限度額に110分の10を乗じて得た額である。

3 乙は、委託経費を(別添)業務計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

【契約の相手方が免税事業者の場合】

第4条 甲は、委託業務に要する費用(以下「委託費」という。)として、〇,〇〇〇,〇〇〇円を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

2 乙は、委託費を(別添)業務計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

(委託業務の調査等)

第6条 甲は、この委託業務の実施状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

(委託業務の変更)

第7条 乙は、第15条に規定する場合を除き、別添の業務計画書に記載された委託業務の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、あらかじめ、業務計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、内訳の変更による費目間の流用で、その流用額が総額の20%未満の場合はこの限りではない。

2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

(業務の廃止等)

第8条 乙は、委託業務を中止し又は廃止しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにして甲に申請し、その承認を受けるものとする。

2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

(委託業務の完了(廃止)報告)

第9条 乙は、委託業務が完了又は前条第1項の規定に基づき委託業務の廃止の承認を受けたときは、委託業務完了後速やかに委託業務完了(廃止)報告書(様式)を甲に提出しなければならない。

(検査等)

第10条 甲は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、業務の実施について、10日以内に検査しなければならない。

2 甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。

3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(額の確定)

第11条 甲は、前条の検査終了後、委託業務に要した経費について調査を行い、委託経費の額を確定するものとする。

2 前項の確定額は、委託業務に要した実支出額に充当した委託経費の額と第4条第1項に規定する委託経費の額のいずれか低い額とする。

3 甲は、第1項の額の確定後、乙に対して通知するものとする。

(委託料の支払)

第12条 乙は、第10条第1項又は第3項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、第11条第3項の通知後、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙から委託料について前金払の請求があった場合において、その必要があると認めるときは、委託料の70パーセントに相当する額の範囲内で前金払をするものとする。

3 甲は、第1項及び第2項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(再委託等の禁止)

第13条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第14条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書きにより、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、甲が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(契約解除等)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき又はその職務を妨害したとき。

(5) 契約条項に違反したとき。

(6) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する委託料を乙に支払うものとする。

3 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

第16条 乙は、その責めに帰する理由により委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(管轄裁判所)

第19条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義等の解決)

第20条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年4月 日

甲 徳島県海部郡美波町奥河内字弁才天17-1

「四国の右下」若者創生協議会
会長 坂 東 淳

乙 住所

団体名称
代表者役職、氏名

委 託 業 務 計 画 書

I 委託事業の内容

1 事業名												
●●事業・・業務												
2 主な取組												
3 実施期間												
4 業務内容ごとの実施期間												
業務内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1) ●●に関する業務	別添資料の添付による代用可											
ア												
イ												
ウ												
(2) ●●に関する業務												
ア												
イ												
ウ												
エ												
オ												
カ												
(3) ●●に関する業務												
ア												
イ												
(4) ●●に関する業務												
5 業務実施体制												
業務項目	主たる業務の実施場所等				業務担当責任者							
6 事業の趣旨・目的												

7 業務の内容

業務番号・名称等	概要等

8 本事業に類似の取組に係る契約（補助金）等の実績

業務名	発注者 (交付者)	契約額 (交付額)	契約期間 (交付年度)	事業概要

9 この事業について受ける協力等

業務番号 ・名称等	協力等を受ける機関等の名称	成果物等への記載の有 無・協力形態		協力内容

10 再委託に関する事項

(1) 再委託

再委託の相手方の住所及び氏名

--

再委託を行う業務の範囲

--

再委託の必要性

--

再委託金額（単位：円）

円

(2) 履行体制に関する事項

※ 再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われたときに記載すること。

再々委託の相手方の住所及び氏名

--

再々委託を行う業務の範囲

--

(様式)

令和 年 月 日

「四国の右下」若者創生協議会会長 殿

(受託者)

委 託 業 務 完 了 (廃 止) 報 告 書

委託業務を完了（廃止）したので、次のとおり報告します。

1 委託業務名

2 契約年月日

令和 年 月 日

3 委託期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 委託料の額

金 円

5 添付書類

委託業務の完了の場合

- (1) 実績報告書（任意様式）
- (2) 委託業務に係る経費の明細書（別紙）

委託業務の廃止の場合

- (1) 廃止の理由及び措置の報告書（任意様式）
- (2) 委託業務に係る経費の明細書（別紙）

6 担当者氏名及び連絡先

- (1) 氏名
- (2) 連絡先

(別紙)

委託業務に係る経費の明細書

(収入)

【単位:円】

経費区分	金額・積算根拠				備考
	単価	数量	数量	小計	
	【単位:円】	【単位】 (件・人など)	【単位】 (件・人など)	【単位:円】	
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
合計				0	

(支出)

【単位:円】

経費区分	金額・積算根拠				備考 (経費の用途・積算根拠等)
	単価	数量	数量	小計	
	【単位:円】	【単位】 (件・人など)	【単位】 (件・人など)	【単位:円】	
(1) 研修会の実施業務					
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
(2) 移住相談体制ネットワークの構築支援業務					
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
(3) 相談対応業務					
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
合計(税込)				0	

別記（第18条関係）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

（適正管理）

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

（資料等の返還）

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（調査）

第10条 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故報告）

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。